

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主から預託された資本をもとに公正な企業活動を通じて中長期的に企業価値の増大を求めるとともに、顧客、株主、社員、取引先、地域社会、監督官庁等のあらゆるステークホルダーに対する責任を考慮し、公器として企業活動を通じて社会に貢献することを期待されています。

会社経営者はこのような社会の仕組みの中で優れた企業活動を行うことを求められており、会社を永続的に発展させ、説明責任を果たすことにより経営の透明性を高め、社会的責任を果たさなくてはなりません。

当社は、上記の考えに基づき、あらゆるステークホルダーから支持と信頼を獲得し続けるため、企業の社会的責任を果たしつつ、お客様に喜ばれる商品・サービスの提供に永続的に取り組むことにより、「オートバックス」ブランドの維持・発展に努めることが最も重要であるとの認識のもと、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化、改善に努めています。

当社では、上記のコーポレート・ガバナンスの考え方を含む「コーポレート・ガバナンス方針」を2009年4月23日開催の取締役会にて決議し(2010年4月1日改定)、これを当社WEBサイトに開示しています。

この開示を通じて、ステークホルダーの皆さまにコーポレート・ガバナンスの強化を宣言するとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスの改善に努めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス方針】

[http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/co\\_governance.html](http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/co_governance.html)

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ミノホールディングス	5,060	13.51
いちごトラスト	4,974	13.28
公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団	1,330	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,195	3.19
シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル パリュウ エクイティ トラスト	921	2.46
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	867	2.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	849	2.26
株式会社スミショウホールディングス	800	2.13
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	739	1.97
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス イグザンプト ベンシ ョ ン ファンド	634	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	12名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
田村達也	他の会社の出身者				○	○				○	○
服部範雄	他の会社の出身者									○	○
島崎憲明	他の会社の出身者									○	○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田村達也	○	<input type="checkbox"/> 株式会社グローバル経営研究所代表取締役[現任] <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク 代表理事[現任] <input type="checkbox"/> 株式会社新生銀行 社外監査役[現任]	<b>【選任理由】</b> コーポレート・ガバナンス、財務に精通した豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 <b>【独立役員指定理由】</b> 東京および大阪証券取引所が定める独立性要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため。 ※「社外役員の独立性要件」は、「2. 業務執行・監査・監督、指名・報酬決定等に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載。以下同じ。
服部範雄	○	<input type="checkbox"/> 公益社団法人日本防犯設備協会 代表理事[現任]	<b>【選任理由】</b> 危機管理・反社会的勢力との係り防止などを含む組織運営の豊富な経験・見識と、海外事情に関する豊富な経験を当社の経営に反映していただくため。 <b>【独立役員指定理由】</b> 東京および大阪証券取引所が定める独立性要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため。
		<input type="checkbox"/> 金融庁 企業会計審議会委員[現任] <input type="checkbox"/> 社団法人日本経済団体連合会 企業会	<b>【選任理由】</b> 長年に亘る事業会社での経理・財務、人事、情報システム、法務および総務分野などの幅広い

島崎憲明	○	計部会長〔現任〕 □国際財務報告基準財団(IFRS)評議員〔現任〕 □住友商事株式会社 特別顧問〔現任〕 □公益財団法人財務会計基準機構評議員〔現任〕	い経験、また、経営者としての視点を当社の経営に活かしていただくため。 【独立役員指定理由】 東京および大阪証券取引所が定める独立性要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため。
------	---	--	--

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 <b>更新</b>	5名
監査役の数 <b>更新</b>	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と期初に年度監査計画について協議し、毎月財務諸表等監査およびレビューの経過報告を受け、情報および意見の交換を行い監査の充実を図るなど、緊密な連携に努めています。また、内部監査部門である内部監査室が期初に策定した年度監査計画について内容を確認しています。

さらに、期中においては、四半期に1回の割合で内部監査室と定期的な会合を開き、内部監査室の監査結果について報告を受けるとともに、報告に対する意見を述べ、お互いの情報交換を継続的に実施することで、内部監査業務が適正に実施されるよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 <b>更新</b>	3名

### 会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
池永朝昭	弁護士								○	○
清原敏樹	他の会社の出身者								○	
坂倉裕司	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

### 会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
池永朝昭	○	□アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士〔現任〕 □ムーディーズジャパン株式会社 独立監査委員〔現任〕 □ムーディーズSFジャパン株式会社 独立監査委員〔現任〕	【選任理由】 弁護士としての豊富な経験と法令等に関する専門的な知見等を当社の監査に反映していただくことで、監査機能を強化するため。 【独立役員指定理由】 東京および大阪証券取引所が定める独立性要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため。
清原敏樹	○	□三井物産テキスタイル株式会社 代表取締役社長 □三井物産テクノプロダクツ株式会社 顧問	【選任理由】 長年の営業、企画および業務管理に加え、経営、業績管理などの幅広い経験を当社の監査に活かしていただくことで、監査機能を強化するため。 【独立役員指定理由】 東京および大阪証券取引所が定める独立性要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため。
			【選任理由】 国際金融や資本市場を中心とした財務・会計

坂倉裕司	○	□リレーションズJAPAN株式会社 代表取締役[現任]	に関する幅広い見識を当社の監査に活かしていただくことで、監査機能を強化するため。 【独立役員指定理由】 東京および大阪証券取引所が定める独立性要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えるため。
------	---	-----------------------------	--

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 <b>更新</b>	6名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

業績連動報酬の変動幅、評価指標等については、下記の「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 <b>更新</b>	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 <b>更新</b>	

事業報告および有価証券報告書において、取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しています。第64期事業年度(2010年4月1日～2011年3月31日)に係る取締役および監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬		業績連動報酬	
		支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給見込額 (百万円)
取締役	323※	10	204	5	119※
うち社外取締役	39	4	39	-	-
監査役	81	6	81	-	-
うち社外監査役	40	3	40	-	-

- 注 1) 取締役報酬限度額: 年額480百万円(2006年6月28日定時株主総会決議)  
 2) 監査役報酬限度額: 年額120百万円(2006年6月28日定時株主総会決議)  
 3) 上記には2010年6月24日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)および辞任した社内監査役1名を含む  
 4) 上記業績連動報酬は、2011年度中に支給予定の2010年度業績連動報酬の見込額を記載しています。したがって、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額および合計(※)は、支給見込額となります。  
 5) 上記報酬のほか、役員報酬等として、以下を当事業年度に支払っています。  
 □2006年6月28日開催の第59期定時株主総会決議に基づき、2010年6月24日開催の第63期定時株主総会終結のときをもって辞任した社内監査役1名に対し、役員退職慰労金として13百万円を支給  
 □2009年度の業績連動報酬として、社内取締役に対し、136百万円を支払い

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <b>更新</b>	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

### 【取締役報酬等】

- 報酬の基本的な考え方  
当社の取締役に対する報酬は、企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための人材を確保することができる報酬内容としており、また、継続的に報酬制度の見直しを行うこととしています。
- 報酬の構成  
当社の取締役報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」により構成されます。業績連動報酬の変動幅は、固定報酬の0～140%とし、業績や株価の変動など、複数の評価指標に応じて報酬金額が変動します。業績および個人の役割に応じた功績の評価に基づき業績連動報酬額決定することで、短期および中長期の業績ならびに企業価値向上を図っています。

ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給の対象としていません。

### 3) 客観性、透明性の確保

当社は、以下により、役員報酬制度の客観性、透明性の確保に努めています。

- a. 取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」において、報酬の体系、水準等を検討し、取締役に答申する。
- b. 報酬水準は、第三者機関が蓄積したデータベースから同業あるいは同規模の他企業と比較して、その合理性を判断し決定する。

### 【監査役報酬等】

当社の監査役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。  
なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

### 1) 社外取締役のサポート体制

取締役会および経営会議に関しては、出席の有無に関わらず、事務局である総務部より開催の案内、資料および議事録を電子メール又は紙資料にて送付しています。また、議案内容等に関する説明、あるいは資料および情報を求める場合には、その都度、担当役員、担当部門または総務部が補佐しています。

### 2) 社外監査役のサポート体制

監査役の職務を補助する監査役スタッフが、その活動を補佐しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査の二重の経営のチェック機能を有する監査役会設置会社の形態を採用しています。また、以下により、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っています。

- 1) 執行役員制度の導入: 執行と監督の分離、経営責任の明確化
- 2) 3割を超える社外取締役: 監督機能の強化
- 3) 社外取締役を中心メンバーとする委員会の設置: 透明性、客観性および適正性の確保
- 4) 独立性を有する社外取締役および社外監査役の選定: 一般株主の利益保護
- 5) 「経営会議」「執行役員会議」の設置: 適切、迅速な意思決定

提出日現在、取締役総数8名のうち社外取締役が3名を占めている当社は、金融審議会分科会よりコーポレート・ガバナンスのモデルとして提示されている3類型のうち「社外取締役を中心とした取締役会」に該当しますが、社外取締役全員と代表取締役により構成されるガバナンス委員会を設置しており、監査役会設置会社をベースとしつつ委員会設置会社の機能をも併せ持つ、いわゆるハイブリッド型のコーポレート・ガバナンス体制です。

また、社外役員6名(社外取締役3名、社外監査役3名)全員を独立役員とすることにより、社外取締役および社外監査役の独立性の向上を図るとともに、一般株主の利益保護に努めています。

### 【経営、業務執行体制】

(取締役会、その他経営会議体)

#### 1) 取締役会

「取締役会」は、代表取締役が議長を務め、取締役総数8名(うち執行役員兼務5名)、うち社外取締役3名(うち独立役員3名)で構成され、原則として月1回開催されています。取締役会は、法令又は定款で定められた事項および会社の事業活動に関する重要事項について意思決定し、また必要に応じて報告を受けています。

監督機能の強化を図るため、社外取締役数は、在任取締役総数の3割を超えるように努めるとともに、一般株主の利益保護のため独立性を重視して選定し、中長期的な企業価値の増大を図るための最善の意思決定を行うよう努めています。また、監査役は、議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っています。

さらに、取締役会における議論、意思決定を適切、迅速に行うための経営会議体として、「経営会議」「執行役員会議」を設置しています。

#### 2) 経営会議

「経営会議」は、社長執行役員が議長を務め、役付執行役員により構成され、原則として月1回開催されています。当社における経営会議は、執行側による案件の審議の場として位置付けており、取締役会決議事項に内在するリスクおよびその対策等を事前に審議し、その過程および結果を取締役に報告するほか、全社方針・計画の立案を行っています。

経営会議には、オブザーバーとして社外取締役、監査役および一部の執行役員が出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っています。

#### 3) 執行役員会議

「執行役員会議」は、社長執行役員が議長を務め、全執行役員で構成され、原則として月1回開催されています。執行役員会議では、事業戦略の進捗確認、分析、対策立案を重点的に行うほか、全社方針・計画、事業戦略の徹底、さらに必要に応じて経営会議上程事項の事前検討を行い、オブザーバーとして出席する社外取締役、監査役が、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っています。

(取締役会の諮問機関等)

#### 1) ガバナンス委員会

「ガバナンス委員会」は、社外取締役を委員長とし、社外取締役全員と代表取締役により構成されます。

開催は原則として月1回とし、取締役会に対して以下の事項に関する答申および提言を行うことで、コーポレート・ガバナンスの改善に努めるほか、経営の透明性、客観性を高めています。

- a. 役員および役付執行役員候補者
- b. 取締役および執行役員の報酬体系
- c. ガバナンスに関わるその他の事項

#### 2) リスクマネジメント委員会

「リスクマネジメント委員会」は、代表取締役社長執行役員を委員長とし取締役兼務執行役員および内部統制担当執行役員により構成されます。

原則として四半期に1回開催し、リスクマネジメント年度方針を策定し、リスクマネジメントの円滑、適正な推進に努めています。

### 【監査体制】

#### 1) 内部監査

内部監査組織である「内部監査室」は、スタッフ数12名の体制にて、内部統制システムの評価を行うとともに、当社および子会社の業務について、法令、規程およびマニュアル等に基づき適正に運用されているかを、継続的に監査しています。

評価および監査結果は、代表取締役、監査役および執行役員等に適宜報告するとともに、不備がある場合は、該当部門に不備の是正、改善を指示しています。

#### 2) 監査役監査

「監査役会」は、監査役総数4名、うち社外監査役3名(うち独立役員3名)で構成され、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役会および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、各監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議に出席し、また監査に関する重要な事項について報告を受け、また必要に応じて説明を求めることで、取締役および執行役員の職務執行の監査を行っています。

監査役機能強化を図るため、財務・会計に関する知見を有する監査役および独立性を有する社外監査役を選定するとともに、監査役の職務を補助する従業員を1名配置し、監査役監査の実効性を高める体制を整備しています。

なお、財務・会計に関する知見を有する者とは、井手秀博および社外監査役の坂倉裕司の2名であり、その内容は以下のとおりです。

□井手秀博: 当社において経理部長および経理・財務統括執行役員等を歴任し、また、当社子会社の経営者の経験を通じ、

財務・会計知識に精通しています。

□坂倉裕司: 総合商社において長年にわたる国際金融や資本市場を中心とした財務業務の経験を有し、また、証券会社の

代表取締役の経験等を通じ、財務・会計知識に精通しています。

### 3) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。  
2010年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次の2名であり、その補助者は、公認会計士5名、その他7名です。  
なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はございません。

※( )内は所属する監査法人、役職、継続監査年数

杉本茂次(有限責任監査法人トーマツ、指定有限責任社員 業務執行社員、5年)  
石川喜裕(有限責任監査法人トーマツ、指定有限責任社員 業務執行社員、3年)

#### 【社外役員の独立性要件】(2010年2月24日付 取締役会決議)

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性の要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

1. 過去5年間に、当社および当社の関係会社(以下併せてオートボックスセブングループという)並びに特定の企業等と、次に挙げる利害関係をもたないこと。
  - (A) オートボックスセブングループから1会計年度あたり1千万円を超える報酬(当社からの役員報酬を除く)、その他の財産を受け取っていないこと。
  - (B) 以下の企業等(持株会社を含む)の取締役、執行役(員)、その他の役員、部長クラスを含む業務執行者として従事していないこと。
    - a オートボックスセブングループとの業務、取引の対価の支払額又は受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%以上となる顧客、取引先
    - b 取引額にかかわらず、オートボックスセブングループと実質的な利害関係を有する企業等(メインバンク、監査法人、弁護士事務所、コンサルタント会社等)
    - c 当社の大株主(発行済み株式総数の10%以上の保有)である企業等
    - d オートボックスセブングループが大株主(発行済み株式総数の10%以上の保有)となっている企業等
    - e オートボックスセブングループと「取締役の相互兼任(株式の持合いによる取締役の相互派遣)」の関係を有する企業等
2. オートボックスセブングループの取締役、執行役(員)、その他の役員、部長クラスを含む業務執行者の配偶者あるいは2親等以内の親族でないこと。
3. 第1項に該当する者と生計を一にしていないこと。
4. 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

車に関するフランチャイズビジネスに精通した社内取締役と、独立性を有する多様な経歴を持つ社外取締役により、適正な企業経営を行うとともに、監査役による経営の監査機能を活用するためであり、また、あわせて前述の体制強化により、経営の透明性、客観性および適正性の高いコーポレート・ガバナンス体制を確保するため、当該体制を採用しています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めており、2011年6月23日に開催した第64期定時株主総会は、22日前である2011年6月1日に招集通知を発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、多くの株主様に参加いただけるよう日時を設定しています。第64期定時株主総会は、6月23日(木)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	第62期定時株主総会より、電磁的方式(パーソナルコンピュータおよび携帯電話(一部の機種等を除く))による議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第62期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知および決議結果等の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しています。
その他	2011年6月23日開催の第64期定時株主総会では、「株主の皆様当社に対する理解をより一層深めていただけるような株主総会を目指す」ことを方針とし、主に以下を実施しました。 <input type="checkbox"/> 社内取締役と直接対話できるIRルームを設置し、当社の中期経営計画の進捗状況等をご紹介するパネルの展示、および販売強化商品の一部展示を実施 <input type="checkbox"/> 株主総会招集通知は、内容を充実するとともに全編カラー印刷により、見た目でのわかり易さも考慮し作成

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報の重要性の判断」、「重要な情報の開示」、「その他の情報の開示」、「公平な情報の開示」および「適時開示体制の整備」の5つの観点から適時開示方針を策定し、当社ホームページに掲載しています。 <a href="http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikaijishoushin.html">http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikaijishoushin.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社アレンジによる個人投資家説明会を年に1回程度開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算および期末決算開示後、年に数回アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しているほか、代表取締役が出席する個別ミーティングを開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長執行役員により、北米、欧州および香港などにおいて、海外投資家とのミーティングを開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	月次売上状況、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、株主通信、決算説明会資料およびニュースリリースを掲載しています。 <a href="http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/index.php">http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/index.php</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報部に専任の担当者を設置しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オートボックスセブングループ行動規範と行動指針」を制定しています。内容については、当社ホームページに掲載しています。 <a href="http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/koudoukikhan.html">http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/koudoukikhan.html</a> また、役員および従業員による遵守を徹底するため、冊子を配布するとともに、毎年年度初めに「行動規範確認誓約書」を提出する運用を行っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、「オートボックスセコハン市場」にて、お客様より下取りした商品を再販しリユースを促進しています。また、商品の配送過程において繰り返し使用が可能な折り畳みコンテナの利用および店舗におけるレジ袋削減活動によって、省資源への取り組みを行っています。省エネルギーへの取組みとして照明などの設備を順次、高効率化タイプに更新しています。さらに、2010年度に太陽光発電システムなどを導入した環境配慮型の実験店舗を2店舗開店し、エネルギー消費量削減の検証を行っています。 CSR活動としては、地域とのコミュニケーションを目的に、「オートボックスデー」と称する本社および店舗周辺の清掃活動を定期的かつ継続的に実施するとともに、特定非営利活動法人富士

	<p>山クラブが主催する富士山麓の清掃活動に毎年1回参加しています。清掃活動を通じて社会への貢献と社員への啓発を行っています。  また、今後、当社グループの環境に配慮した取り組みを推進する一環として、ISO14001の認証取得を予定しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「情報の重要性の判断」、「重要な情報の開示」、「その他の情報の開示」、「公平な情報の開示」および「適時開示体制の整備」の5つの観点からなる「適時開示方針」を定めています。  なお、内容については当社ホームページに掲載しています。  <a href="http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikajihoushin.html">http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikajihoushin.html</a></p>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2006年5月開催の取締役会において決議し、2010年3月開催の取締役会において改定した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門が中心となり、リスク管理体制の整備を含む内部統制システムの構築および運用を行っています。

2010年度は、リスクマネジメント委員会が選定した重大リスクのコントロールに着手し、反社会的勢力排除のための体制整備やBCP(事業継続計画)の策定等を行うなど、特にコンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を図っています。

なお、内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査役および内部監査部門は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査するとともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しています。

提出日現在の「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりです。

#### 【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、カー用品販売事業、車検・整備事業および車販売事業を中核とした事業領域において、フランチャイズシステムを通じ様々な商品・サービスを数多くの顧客に対して提供しており、「オートバックス」ブランドの維持・向上が不可欠です。このため、業績の向上を目指すだけでなく、日々の業務の適正性に係る管理体制を整備することで社会的責任を果たし、あらゆるステークホルダーの更なる支持と信頼を獲得することを、「ブランド力強化」とともに経営の最重要課題と認識し、継続的に取り組みます。

よって、日々の業務の適正性に係る管理体制を整備するため、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法362条第5項および同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決定します。

- 1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a. 2004年6月2日に制定し、2009年12月25日に改定した「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、役員および従業員は高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。
  - b. 取締役会は、コンプライアンスを中心としたリスク管理体制と一体となった内部統制システムの整備を行うために定めた「内部統制システム構築マスタープラン」(2007年2月28日制定)に則り、内部統制担当部門が中心となり、内部統制システムの構築・維持・向上を推進します。
  - c. 社外取締役を継続して選任すること、また執行役員制導入に伴う執行と監督の分離を図ることにより、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
  - d. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
  - e. 内部監査部門は、内部統制システムが有効に機能しているか監査します。
  - f. コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて統括責任者として担当執行役員を置き、その所轄下に事務局機能を有するコンプライアンス担当部門を設けて全社的な管理を行い、役員および従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。さらには法令違反その他のコンプライアンスに関する通報制度として、外部の委託会社に直接通報できる「オレンジホットライン」(グループ内通報制度)を活用し、問題の早期発見、是正を図ります。
  - g. 当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。
  - h. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
「取締役会」、「経営会議」、「執行役員会議」その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長執行役員その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、その他の管理業務およびリスク・コンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 目標達成を阻害する可能性を有する様々なリスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立することで、企業の社会的責任を果たすことに努めます。
  - b. リスクマネジメント体制は、リスクマネジメント委員会、リスクマネジメント委員会事務局からなり、代表取締役社長執行役員を委員長とし、取締役兼業務執行役員および内部統制担当執行役員で構成するリスクマネジメント委員会がリスクマネジメント年度方針を策定し、その方針およびリスクマネジメント規程に沿って、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進します。
  - c. 危機管理態勢は、危機管理対策本部と事務局からなり、重大事案が発生した場合には、危機管理規程および重大事案報告マニュアルに基づき、リスクマネジメント委員長である代表取締役社長執行役員が「危機管理対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と回復に努めます。
  - d. 監査役および内部監査部門は、リスク管理体制の実効性について監査します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
  - a. 取締役の職務の執行を効率的に行うために、「取締役会」を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催するものとします。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に「経営会議」において議論を行い、その審議を経ることでのリスクの棚卸し、アセスメントおよび対策の議論を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行います。
  - b. 執行役員制導入により、業務の執行と監督の分離を図ることで、取締役による監督機能に専念できる体制整備に取り組んでおり、更なる取締役の職務の効率化を推進します。
- 5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社は、グループ会社(子会社、関連会社、その他フランチャイズチェーン加盟法人)との緊密な連携に努め、子会社を含めた企業集団に対しては、「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」に基づき、コンプライアンス推進活動を実施し、遵法・企業倫理意識を浸透させます。
  - b. 子会社の独立性を尊重しつつ、子会社管理の基本方針および運営方針を策定します。
  - c. 当社および子会社の業務の有効な範囲において、ITの適切な利用を通じ、業務の適正性を確保します。
  - d. 監査役および内部監査部門は、当社および子会社の業務の適正性について監査します。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
取締役は、監査役会から求めがあった場合には、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置します。
- 7) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の職務を補助する従業員の人事考課は監査役会が行い、人事異動については監査役と取締役が協議します。
- 8) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a. 監査役は、職務の効率的な遂行のため、取締役、執行役員および従業員は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに重要な業務執行の状況および結果について監査役に報告します。
  - b. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告します。
  - c. 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。
- 9) その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査役は、監査役としての職務である取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、重要な場として代表取締役と定期的に会合を開催し、相互認識と信頼関係を深めます。
  - b. 監査役は、「取締役会」だけでなく、「経営会議」、「執行役員会議」その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員および従業員の業務執行内容を適時に把握することにより、より効率的な職務の遂行を可能にします。
  - c. 監査役はいつでも必要に応じて、取締役、執行役員および従業員に対して報告を求めることができます。
  - d. 取締役は、監査役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役、監査役又は内部監査部門との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

- e. 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れるよう環境を整備します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

### 【基本的な考え方】

当社は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」において、次のとおり定めています。

「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。」

- 1) 社会の安寧秩序に背く、全ての反社会的勢力、団体を否定します
- 2) 合理性を欠く要求や利益の誘導に対して断固闘います
- 3) 反社会的勢力には、警察等関連機関とも連携し、毅然として対応します

### 【体制の整備状況】

反社会的勢力の排除に向けた取り組みについては、加盟している社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会合への定期的な参加等により、反社会的勢力に関する情報収集、対応方法の検討を継続的に行っています。

また、「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、反社会的勢力の排除に向けたルールを明確にするとともに、オートバックスグループ内への「反社会的勢力対応の手引き」の通知による反社会的勢力への意識啓蒙、店舗における「お客様対応マニュアル」の配布および接客に関する勉強会の実施等により、不当な要求への対応方法の徹底に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社支配に関する方針)」を、以下のとおり定めています。

【会社支配に関する方針】

当社は、昭和49年にオートボックス第1号店を出店して以来、一貫してオートボックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートボックスフランチャイズチェーンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当時の理念を継承し、「常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造する」ことを経営理念として掲げ、「クルマのことならオートボックス」とお客様から支持・信頼を獲得することに当社グループは一丸となって取り組んでいます。

今後につきましても、オートボックスフランチャイズチェーンのさらなる発展を目指すとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスおよびIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えています。

したがって、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートボックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

<適時開示に係る基本方針>

当社は、「常に公正・透明なチェーン運営で、オートボックスの社会的責任を果たす」ことを経営理念の1つに掲げるとともに「上場会社であることを念頭に置き、その社会的責任を自覚し、正確な企業情報を適時・適切に開示することにより、正しい評価・理解をいただく」ことを行動規範に定め、コーポレート・ガバナンスの強化と適時開示体制の整備に取り組んでいます。

また、当社は、適時開示とIR活動を通じた株主、投資家の皆様を始めとする関係者との対話が、当社ならびにオートボックスグループの発展に重要であり、適時開示の充実が皆様方からの信頼の維持・向上、ひいては株主価値の向上に繋がるものと考えています。

当社は、このような考え方に沿って、従来からの行動規範に加え、「情報の重要性の判断」、「重要な情報の開示」、「その他の情報の開示」、「公平な情報の開示」および「適時開示体制の整備」の5つの観点から適時開示方針を公表しています。

【適時開示方針】

<http://www.autobacs.co.jp/ja/ir/tekijikaijishouhin.html>

<会社情報の適時開示に係る社内体制>

1) 適時開示の担当部署

当社は、経理・財務を統括する副社長執行役員を情報取扱責任者とし、IR・広報部を適時開示の担当部署としています。

2) 適時開示情報の収集・分析

当社は、適時開示すべき事案が発生した場合は、当該担当部門がそれぞれ以下のとおり対応を行い、情報の収集と分析の網羅性と迅速性を確保するよう努めています。

a. 決算情報

当社および子会社における決算情報は、経理部にて収集・分析し、当該情報は適時開示の要否判断を行うためIR・広報部と共有します。経理部とIR・広報部は協議のうえ、適時開示の要否の判断を行います。また、職務権限規程に基づき決議が必要な事項は、意思決定プロセスに沿って決議機関で決議します。

b. 決定事実

当社および子会社における決定事実は、決定に先立ち、稟議規程に基づき当該担当部門より稟議として上程され、稟議業務を担当する総務部が稟議より情報を収集し、適時開示の要否判断を行います。さらに、内部統制担当執行役員が、適時開示の要否判断を行います。総務部は、稟議のうち適時開示を要すると判断された情報をIR・広報部と共有します。また、上程された稟議は意思決定プロセスに沿って、決裁者または決議機関で決裁します。

c. 発生事実

当社および子会社における発生事実は、当該担当部門よりIR・広報部に直接報告しますが、重大な事案については危機管理規程に基づき迅速にコンプライアンス部に報告します。コンプライアンス部は、報告を受けた重大事案について速やかにIR・広報部に報告し、共有します。IR・広報部は、当該担当部門又はコンプライアンス部より報告を受けた事案について適時開示の要否判断を行います。

3) 適時開示情報の審査

当社は、開示に先立ち、適時開示すべき情報についての適正審査を法務部にて行っています。法務部は、その判断に迷う場合、外部機関への相談や情報開示協議会を開催することで、正確性、適法性を審査します。また、適時開示すべき情報は法務部の審査後、情報取扱責任者の最終審査を経て確定します。

4) 適時開示情報の公表

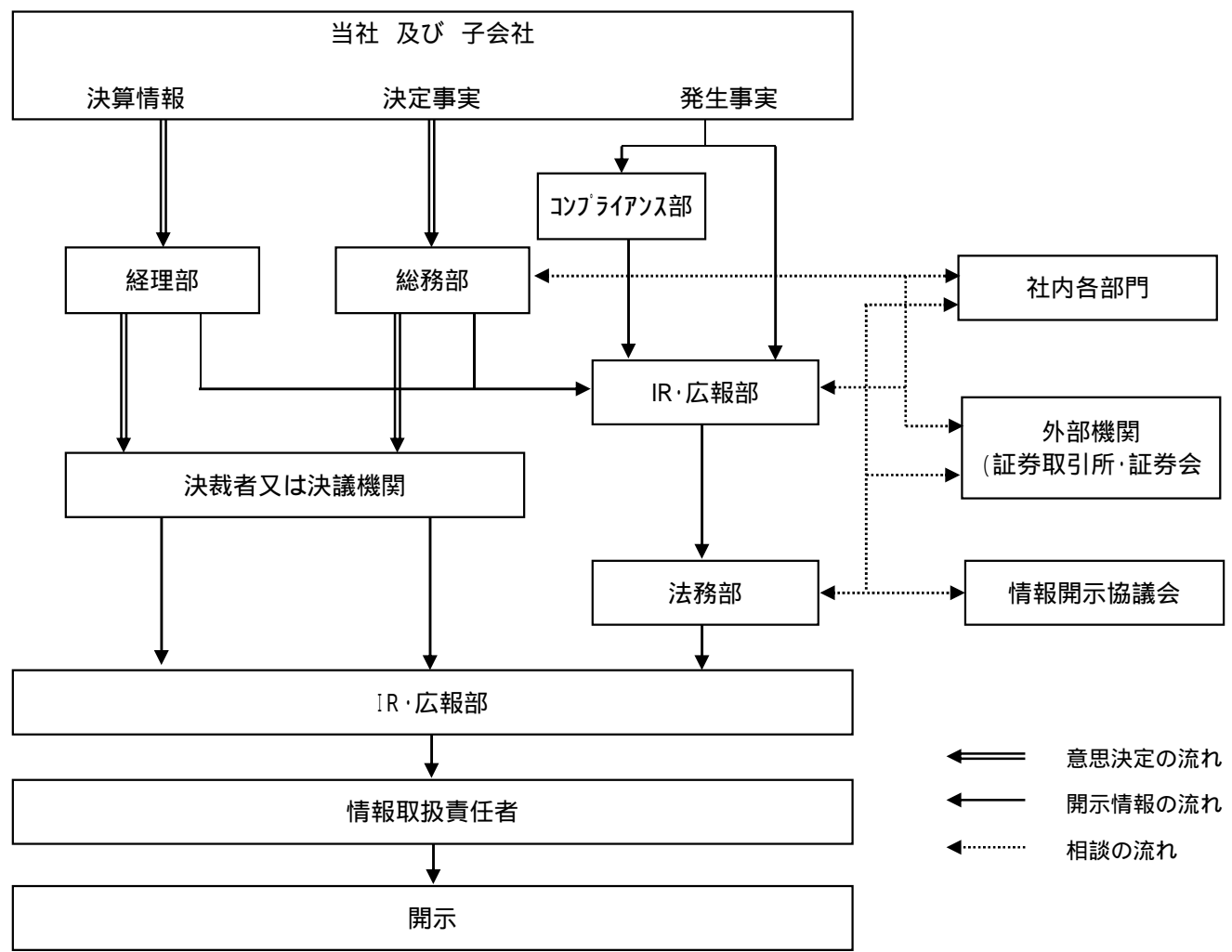
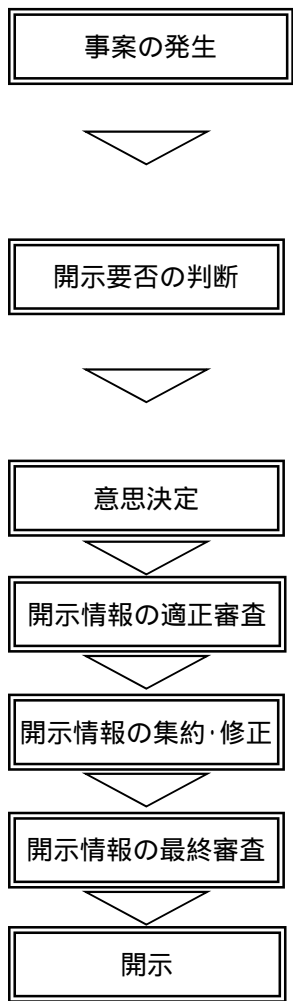
発生事実については適時開示の要否判断を行った後、また、決算情報・決定事実については決裁者又は決裁機関の決裁後、法務部および情報取扱責任者の審査を経て、速やかに開示を行います。

5) 適時開示体制を対象としたモニタリング制度

決算情報については、決算プロセスに係る内部統制システムのモニタリングに加え、監査役の監査により適時開示体制の実効性を高めるよう努めています。また、決定事実、発生事実については、内部監査室の監査に加え、監査役の監査により適時開示体制の実効性を高めるよう努めています。

当社のコーポレート・ガバナンスの現状は、以上、記述したとおりですが、引き続き社会の動きや事業環境の変化等に十分な注意を払い、「コーポレート・ガバナンス方針」に必要かつ望ましい変更を適宜加えるとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスの改善に努めることにより、ステークホルダーの皆様から信頼いただける企業を目指し、企業の社会的責任を果たすことに努めてまいります。

# 【情報開示体制】



# コーポレート・ガバナンス体制

選任   
  監督、監査   
  諮問、答申、提言   
  指揮・命令、報告   
  連携

